

岩手県告示第 772 号

平成 19 年 10 月 12 日県議会の議決を経た平成 19 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）、平成 19 年度岩手県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）、平成 19 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 19 年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）、平成 19 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）、平成 19 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 1 号）、平成 19 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 19 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は、次のとおりである。

平成 19 年 11 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

平成 19 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）

平成 19 年度岩手県の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,932,086 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 728,742,027 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
7 分担金及び負担金		千円 4,371,395	千円 △ 2,019	千円 4,369,376
	1 分担金	916,723	△ 10,260	906,463
	2 負担金	3,454,672	8,241	3,462,913
9 国庫支出金		84,155,089	△ 244,416	83,910,673
	1 国庫負担金	34,709,504	7,019	34,716,523
	2 国庫補助金	47,221,301	△ 255,303	46,965,998
	3 委託金	2,224,284	3,868	2,228,152
10 財産収入		1,256,363	97,695	1,354,058
	2 財産売払収入	740,266	97,695	837,961
12 繰入金		21,292,352	456	21,292,808
	2 基金繰入金	19,319,950	456	19,320,406
14 諸収入		74,415,813	1,505,370	75,921,183
	4 貸付金元利収入	50,300,350	1,392,481	51,692,831
	5 受託事業収入	943,607	24,357	967,964
	8 雑入	5,797,669	88,532	5,886,201
15 県債		129,564,500	575,000	130,139,500

	1 県 債	129,564,500	575,000	130,139,500
	歳 入	726,809,941	1,932,086	728,742,027

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 議 会 費		千円 1,369,381	千円 △ 159	千円 1,369,222
	1 議 会 費	1,369,381	△ 159	1,369,222
2 総 務 費		32,463,509	5,405	32,468,914
	1 総 務 管 理 費	10,879,771	10,095	10,889,866
	2 企 画 費	926,045	1,787	927,832
	7 統 計 調 査 費	448,971	△ 6,477	442,494
3 民 生 費		57,402,556	△ 7,720	57,394,836
	1 社 会 福 祉 費	37,684,139	△ 7,247	37,676,892
	3 児 童 福 祉 費	14,468,757	△ 2,654	14,466,103
	4 生 活 保 護 費	4,767,643	2,181	4,769,824
4 衛 生 費		26,227,695	155,093	26,382,788
	1 公 衆 衛 生 費	13,351,337	39,482	13,390,819
	2 環 境 衛 生 費	8,786,757	3,055	8,789,812
	3 保 健 所 費	1,495,318	158	1,495,476
	4 医 薬 費	2,594,283	112,398	2,706,681
5 労 働 費		2,358,827	13,951	2,372,778
	1 労 政 費	467,715	1,769	469,484

	2 職 業 訓 練 費	1,758,619	12,182	1,770,801
6 農 林 水 産 業 費		67,043,634	△ 262,579	66,781,055
	1 農 業 費	14,555,452	76,939	14,632,391
	2 畜 産 業 費	3,637,580	1,249	3,638,829
	3 農 地 費	24,111,166	△ 4,670	24,106,496
	4 林 業 費	16,007,827	△ 374,108	15,633,719
	5 水 産 業 費	8,731,609	38,011	8,769,620
7 商 工 費		55,494,820	1,397,128	56,891,948
	1 商 工 業 費	55,077,827	1,397,128	56,474,955
8 土 木 費		74,711,930	△ 564,850	74,147,080
	1 土 木 管 理 費	7,994,069	6,236	8,000,305
	2 道 路 橋 り よ う 費	39,901,338	△ 527,443	39,373,895
	3 河 川 海 岸 費	17,726,115	△ 61,348	17,664,767
	4 港 湾 費	2,515,455	23,200	2,538,655
	5 都 市 計 画 費	5,307,367	△ 5,495	5,301,872
9 警 察 費		29,682,800	9,655	29,692,455
	1 警 察 管 理 費	27,222,385	9,655	27,232,040
10 教 育 費		158,876,669	375,861	159,252,530
	1 教 育 総 務 費	15,631,072	11,260	15,642,332

	5 特別支援学校費	10,189,789	364,601	10,554,390
12 公債費		152,050,368	810,301	152,860,669
	1 公債費	152,050,368	810,301	152,860,669
歳出合計		726,809,941	1,932,086	728,742,027

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 県境不法投棄現場環境再生事業	平成19年度から平成20年度まで	1,190,000千円
2 凍雪害対策事業	平成19年度から平成20年度まで	200,000千円
3 物流支援交流促進道路整備事業	平成19年度から平成20年度まで	120,000千円
4 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	平成19年度から平成24年度まで	元金4,000,000千円及びその約定利息に相当する額

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 道路改築事業	平成19年度から 平成20年度まで	1,000,000千円	道路改築事業	平成19年度から 平成20年度まで	1,100,000千円
2 緊急地方道路整備事業	平成19年度から 平成20年度まで	250,000千円	緊急地方道路整備事業	平成19年度から 平成20年度まで	420,000千円

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
漁港漁場整備事業	千円 1,629,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。	千円 1,667,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
道路新設改良事業	19,513,000	同 上	同 上	同 上	19,513,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。証券発行の細目は、知事が定める。	同 上	同 上
海岸保全事業	167,000	同 上	同 上	同 上	189,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	同 上	同 上
河川総合開発事業	4,395,000	同 上	同 上	同 上	4,404,000	同 上	同 上	同 上
特別支援学校整備事業	37,000	同 上	同 上	同 上	240,000	同 上	同 上	同 上
計	88,254,500				88,019,500			

平成 19 年度岩手県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 19 年度岩手県の農業改良資金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 390,668 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 570,105 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰入金		千円 4,135	千円 △ 2,589	千円 1,546
	1 一般会計繰入金	4,135	△ 2,589	1,546
2 繰越金		1	407,261	407,262
	1 繰越金	1	407,261	407,262
3 諸収入		175,301	△ 14,004	161,297
	1 貸付金収入	175,300	△ 14,004	161,296
歳入合計		179,437	390,668	570,105

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 農業改良資金貸付費		千円 133,642	千円 311,856	千円 445,498
	1 貸付費	130,000	311,856	441,856
3 就農支援資金貸付費		45,495	78,812	124,307
	1 貸付費	45,000	78,142	123,142
	2 業務費	495	670	1,165
歳 出 合 計		179,437	390,668	570,105

平成 19 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 19 年度岩手県の県有林事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,663 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,288,130 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
4 繰越金		千円 1	千円 30,663	千円 30,664
	1 繰越金	1	30,663	30,664
歳入	合計	3,257,467	30,663	3,288,130

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 県有林事業費		千円 3,245,282	千円 30,663	千円 3,275,945
	1 県有林事業費	3,245,282	30,663	3,275,945
歳 出 合 計		3,257,467	30,663	3,288,130

平成 19 年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 19 年度岩手県の林業改善資金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 431, 125 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 057, 032 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰入金		千円 3,232	千円 △ 2,774	千円 458
	1 一般会計繰入金	3,232	△ 2,774	458
2 繰越金		1	508,362	508,363
	1 繰越金	1	508,362	508,363
3 諸収入		622,674	△ 74,463	548,211
	1 貸付金元利収入	622,309	△ 74,463	547,846
歳入合計		625,907	431,125	1,057,032

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 林業改善資金貸付費		千円 153,598	千円 424,935	千円 578,533
	1 貸付費	150,000	424,935	574,935
3 林業就業促進資金貸付費		2,250	6,190	8,440
	1 貸付費	2,250	6,190	8,440
歳 出 合 計		625,907	431,125	1,057,032

平成 19 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 19 年度岩手県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 730,053 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 932,292 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰入金		千円 2,237	千円 △ 377	千円 1,860
	1 一般会計繰入金	2,237	△ 377	1,860
2 繰越金		1	833,870	833,871
	1 繰越金	1	833,870	833,871
3 諸収入		200,001	△ 103,440	96,561
	1 貸付金収入	200,000	△ 103,440	96,560
歳入合計		202,239	730,053	932,292

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付費		千円 202,239	千円 730,053	千円 932,292
	1 貸付費	200,000	730,053	930,053
歳出合計		202,239	730,053	932,292

平成 19 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 19 年度岩手県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 193,727 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,504,188 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰入金		千円 16,484	千円 △ 1,424	千円 15,060
	1 一般会計繰入金	16,484	△ 1,424	15,060
2 繰越金		730,103	208,399	938,502
	1 繰越金	730,103	208,399	938,502
3 諸収入		1,563,874	△ 13,248	1,550,626
	1 貸付金元利収入	1,561,679	△ 13,248	1,548,431
歳入合計		2,310,461	193,727	2,504,188

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 小規模企業者等設備導入資金貸付費		千円 2,310,461	千円 193,727	千円 2,504,188
	1 貸 付 費	2,294,416	193,727	2,488,143
歳 出 合 計		2,310,461	193,727	2,504,188

平成 19 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 19 年度岩手県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,218,549 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,514,156 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 分担金及び負担金		千円 4,281,740	千円 50,000	千円 4,331,740
	1 負担金	4,281,740	50,000	4,331,740
3 国庫支出金		2,646,300	100,000	2,746,300
	1 国庫補助金	2,646,300	100,000	2,746,300
5 繰越金		1	1,018,549	1,018,550
	1 繰越金	1	1,018,549	1,018,550
7 県債		941,000	50,000	991,000
	1 県債	941,000	50,000	991,000
歳入合計		9,295,607	1,218,549	10,514,156

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 流域下水道事業費		千円 7,476,994	千円 1,218,549	千円 8,695,543
	1 流域下水道管理費	2,929,024	1,018,549	3,947,573
	2 流域下水道建設費	4,547,970	200,000	4,747,970
歳 出	合 計	9,295,607	1,218,549	10,514,156

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	千円 941,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。	千円 991,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成 19 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 19 年度岩手県工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 19 年度岩手県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既 決 予 定 額）	（補 正 予 定 額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 収 益	1,072,387 千円	3,726 千円	1,076,113 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	795 千円	3,726 千円	4,521 千円
支 出			
第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 費 用	1,034,570 千円	8,370 千円	1,042,940 千円
第 1 項 営 業 費 用	803,578 千円	8,370 千円	811,948 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「359,679 千円」を「359,734 千円」に、「346,884 千円」を「345,370 千円」に、「12,795 千円」を「14,364 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既 決 予 定 額）	（補 正 予 定 額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 資 本 的 収 入	966,227 千円	58,933 千円	1,025,160 千円
第 1 項 企 業 債	671,900 千円	36,200 千円	708,100 千円
第 4 項 雑 収 入	70,021 千円	22,733 千円	92,754 千円
支 出			
第 1 款 資 本 的 支 出	1,325,906 千円	58,988 千円	1,384,894 千円
第 1 項 改 良 費	194,174 千円	58,988 千円	253,162 千円

(企業債)

第4条 予算第5条の表中「671,900千円」を「708,100千円」に改める。